

令和 4 年 度  
第 2 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 4 年 12 月 15 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和4年12月15日(木) 午後2時から午後2時40分まで

2 場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

3 出席者等

(1) 委員出席者 9名

(2) 委員欠席者 3名

(3) 事務局出席者 9名

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議事

#### 報告事項

- ・高額療養費の算定誤りについて
- ・令和5年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

#### 協議事項

- ・加古川市国民健康保険料の料率見直しについて

#### その他

### 3 閉会

#### 事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日の協議会には、委員定数12名に対し、9名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

#### 会長

本日はもう師走も半ばということで、大変お忙しい中、委員の皆様には、本協議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

今朝の新聞報道を見ましたところ、新型コロナの感染状況は、県内で7,656人と書かれておりましたが、本当に第8波ということで、もう予断を許さない状況でございます。

私たち自身もしっかりと感染防止をしながら、これからも健康管理に努めていきたい思いでございます。

本日の議題につきましては、皆様ご案内の通り、報告事項が2件、また協議事項が1件ございます。

お手元に配布いただいておりますが、加古川市長より、国民健康保険料の料率改定についての諮問書が提出されておりますので、しっかりと審議をさせていただきたいと思っております。

限られた時間でございますが、皆さん方いろんな立場と様々な観点から、しっかりご議論いただきまして、結論をまとめて市長に答申をして参りたいと考えておりますので、委員の皆様にはどうぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげる次第でございます。

それでは簡単ですけれども、開会に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を指名します。

議事録作成後、署名をよろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日はお手元の次第のとおり、報告事項が2件、協議事項が1件でございます。

まず、報告事項『高額療養費の算定誤りについて』を議題にします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、お手元資料1ページをご覧ください。「高額療養費の算定誤り」についてご説明します。

「1概要」ですが、令和4年1月以前の診療分に係る国民健康保険高額療養費のうち、福祉医療費助成対象者がいる世帯で、以下「福祉医療対象世帯」としますが、いわゆる障害者医療や乳幼児医療、母子家庭等医療等の受給世帯について、算定方法に誤りがあることが判明したため、不足額を追加支給するものです。

委員の方におかれましてはご存知のことと存じますが、高額療養費は、患者の負担が過重とならないように、自己負担額が一定額以上になった場合、それを超える額を支給するものです。算定の基礎となる一部負担金の額は、歴月を単位とし、病院・診療所、薬局ごとに診療報酬明細書（レセプト）に基づき算定します。

「2算定誤りの内容」ですが、本来、福祉医療対象世帯に係る高額療養費の算定においては、福祉医療費助成がなかったものとして、一部負担金相当額（通常、医療費の3割分）により高額療養費を算定すべきところ、医療機関窓口での負担額（福祉医療における一部負担額）により高額療養費を算定していたため、過少支給となっていました。

「3追加支給対象」ですが、(1)対象期間については、診療報酬明細書（レセプト）の保存年限が5年であることから、算定誤りが確定した時点においてレセプトの確認ができ、正確に再算定することが出来る、平成29年4月から令和4年1月診療分を、対象期間としました。

(2)対象世帯数は193世帯、(3)件数は618件、(4)追加支給合計額は4,901,303円です。

なお、令和4年2月以降の診療分で申請があるものについては、正しい算定方法により算定し、支給しています。

「4算定誤りへの対応」ですが、(1)お詫びと追加支給に関する文書は、11月下旬に追加支給対象の全世帯193世帯へ送付済みです。

また、追加支給決定通知については、令和4年12月21日（水）に発送し、12月23日（金）に178世帯分、4,621,333円を各世帯の指定口座へ支払う予定です。

なお、追加の支給決定に必要な書類の提出がない又は書類不備等により支払を保留している15世帯については、個別に対応し、書類が整い次第、速やかに支払います。

今回の件につきましては多くの世帯に、大変ご迷惑お掛けしました。

今後につきましても、法令に基づきまして、事務執行を徹底し、再発防止に努めて参ります。

以上で、報告事項①高額療養費の算定誤りについての報告を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

（意見なし）

ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

次に、『令和5年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について』を議題とします。事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、お手元の資料2ページをご覧ください。令和5年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について説明します。

「(1) 国民健康保険事業納付金」ですが、11月下旬に県から通知された仮算定結果における令和5年度の国民健康保険事業費納付金（総額）は、A欄の71億4,046万2,690円で、令和4年度納付金の確定額より約1億5,378万円減少しています。主な減少理由は、被保険者の減少です。納付金の総額は減少しておりますが、納付金算定の基礎である一人当たりの保険給付費は、コロナによる受診控えの解消等により増加傾向にあり、一人当たりの納付金も増加している状況です。

続きまして、「(2) 納付金に必要な現年保険料」ですが、こちらは、先程のA欄の納付金額に加減算して算出するものです。

まず、B欄の加算調整ですが、現年保険料を財源とする保健事業等の費用を加算額として計上します。

次に、C欄の減算調整ですが、県交付金、一般会計繰入金など、現年保険料以外で納付金の支払いの財源となる収入を減算額として計上します。

A欄の納付金に、現時点の令和5年度当初予算見込を反映した、B欄の加算調整、C欄の減算調整を行うことにより、令和5年度の納付金に必要な現年保険料D欄を算出します。

その額は、45億8,614万6,000円で、決算見込を反映した令和4年度の納付金に必要な現年保険料より、約1億8,457万円減少しています。

続きまして、「(3) 保険料の過不足」についてです。

D欄の納付金に必要な現年保険料に対して、E欄の現在の保険料率における令和5年度の現年保険料の収納見込額は、42億1,508万6,221円で、F欄の保険料の過不足額は、約3億7,106万円の不足となっています。

令和4年度においては、決算見込値で約3億9,980万円が不足するため、不足分を国保事業基金から補填する必要があり、F欄下に参考として記載しています国保基金残高見込は、令和4年度末時点で約6億5,628万に減少します。

先程申しあげた、令和5年度の約3億7,106万円の不足額についても、引き続き基金からの補填が必要であり、令和5年度末の基金残高見込は、約2億8,565万円となります。

次に、今後のスケジュールについて、年明け1月中旬に、国が提示する確定係数をはじめ、確定した納付金算定に係る数値により、県から令和5年度の納付金確定額が本市に通知され、市はその金額を編成中の令和5年度当初予算に反映させます。

確定額等については、次回の運営協議会において、ご報告をさせていただきます。

以上で、報告事項②「令和5年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について」の説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

続いて、協議事項『加古川市国民健康保険料の料率見直しについて』を議題とします。

本件は、12月15日付けで、市長から当協議会に対し諮問がありました。委員の皆様方へは諮問書の写しを事務局から配付しております。

事務局、説明をしてください。

事務局

諮問書を読み上げさせていただきますが、本日は、岡田市長が公務のため、代読させていただきます。

加古川市 国民健康保険 運営協議会 会長、「加古川市国民健康保険料の料率等の見直しについて」、加古川市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、「令和5年度 加古川市国民健康保険料の料率等について」、貴協議会の意見を求めます。

令和4年12月15日 加古川市長 岡田康裕（おかだ やすひろ）

続いて、事務局から資料の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料3ページをご覧ください。「加古川市国民健康保険料の料率について」説明します。

まず、「1 国民健康保険事業基金の現状」ですが、表1「基金の状況」をご覧ください。令和3年度決算時点で基金残高は、約10億5,600万円であり、令和元年度と比較して約6億1,000万円減少している状況です。

令和元年度以降、歳入不足による取崩しをしていますが、現行の料率であれば今後もこの状況が続く見込みです。

取崩しの理由は、平成30年度の国保財政圏域化に伴い、県が示す事業費納付金の収納に必要な標準保険料率と本市の保険料率に乖離があるためです。表2「令和5年度における当市の国民健康保険料率と県が示す標準保険料率」をご覧ください。仮算定時点における令和5年度の加古川市における標準保険料率と現在の保険料率を比較した表になっています。

標準保険料率と比較して、医療分については、所得割、平等割は高く、均等割は低く、後期高齢者支援分・介護分については、所得割、均等割、平等割の全てが低い料率になっています。

次に、「2 国保会計財政推計について」ですが、配付していますA4横向き参考資料「国保会計財政推計」をご参照ください。

まず、推計表の構成ですが、上段から年度平均の被保険者数、歳入として、現年・滞納繰越分の保険料収入、基金からの繰入金、その他の歳入、歳入の計、歳出として、事業費納付金、基金への積立金、その他の歳出、歳出の計、続いて、歳入歳出の差引額、決算基金残高、一人あたり保険料額となっています。

推計表の数値については、令和元年度から令和4年度当初予算までは実績値、令和4年度決算見込みから令和8年度までは推計値となっています。令和4年度決算見込み、令和5年度推計の数値につきましては、先程の事業納付金の仮算定結果の報告でお示した数値となっており、資料2ページ（2）の納付金に必要な現年保険料の算出における加算調整はその他歳出、減算調整はその他歳入に含まれています。

推計の内容としましては、現在の保険料率では、令和5年度においては、

歳入不足による基金の取崩しが約3億7,100万円必要となり、令和5年度決算時点の基金残高は約2億8,600万円に減少しますが、不足分を基金の取崩しにより補うことができます。

令和6年度においては、基金残高の全額を取り崩しても、なお約3億1,600万円の不足が生じ、基金の取崩しのみでは対応できない状況です。

また、令和7年度、令和8年度においても、それぞれ約7億6,900万円、約11億700万円の不足が発生する見込みであり、令和6年度以降は、保険料率の改定が必須な状況です。

以上を踏まえまして、「3 料率改定について」ですが、当市の料率改定の方角性としましては、財政推計における令和5年度決算基金残高及び物価高騰が続く昨今の社会情勢を鑑み、令和5年度の改定を見送り、令和6年度以降の改定を検討したいと考えています。また、令和6年度以降の改定については、令和9年度の県内保険料率の統一を見据えた改定を行う必要があると考えております。

なお、次回の協議会において、事業費納付金の確定額を反映した令和5年度の基金残高見込み等を改めてお示しいたしますので、本日と次回の限られた時間ですが、ご審議いただきたく存じます。

以上で、協議事項「加古川市国民健康保険料の料率について」の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

料率改定の件で質問させていただきます。

標準保険料率への統一に向けて改定を行う必要があるということに対して、統一的な料率になった場合の歳入出の状態がどうなるのかが1点目の質問と、もう1点として、基金残高が先を見てもマイナスになることがもう確約されている状態で、マイナスになった場合はどこから、この金額を賄ってくるのか、その2点を質問させていただきます。

会長

事務局、説明をお願いします。

事務局

歳入出の関係ですが、県で料率を統一した場合には、サービスも統一をしていくというところで、費用を県内全体で分担することになりますので、基本的には収支が一致していく形になります。

2点目については、先程の回答と重なりますが、保険料率が統一された後は、基本的には収支でマイナスが発生しない形になります。ただ、あくまで



見込み数値に基づいて、保険料率が設定されますので、被保険者数等の状況が変わることにより、市町に責めがないマイナスが発生する可能性はございます。そちらにつきましては、県の連絡協議会の場でその負担の仕方につきまして、県が一旦補填し、補填分を各他市町で分担していくというような仕組みを、令和9年度の統一に向けて、議論を進めているところでございます。

会長 他にございますか。

委員 先程の県の連絡協議会で令和9年度の統一と言われましたが、県内での人数が多い少ない、高齢者が多い少ないがある中で統一するという事なのででしょうか。

事務局 県内各市町の中で、年齢構成や所得の状況は異なりますが、各市町で運営していくにはかなりリスクがあるところがあり、県全体でそれを賄っていくということで、県全体で標準化し、リスク分散をして運営する考え方に基づいております。

会長 他にございますか。

副会長 令和5年度の料率の改定についてなんですが、令和5年度の改定を見送り、令和6年度以降の改定ということは少しずつ上げる可能性はあるということですか。

保険料が急激に上がることになってしまいますが、どういうふうにご考えておられますか。

事務局 ご質問のとおり、必要な保険料と加古川市の保険料率による保険料の乖離について、それを解消するために、保険料率を1度に引き上げてしまうのは、市民の方に大きな負担をかけてしまうと認識しています。しかしながら、ご説明いたしましたとおり、加古川市の国保財政自体がかなり厳しい状態になっておりますので、皆様のご負担と調整し、来年度以降に段階的に改定していきたいと考えています。

会長 他にございますか。

本日の質疑は、この程度にとどめます。

本件については、引き続き、次回の協議会で、事務局からの事業費納付金確定額の報告を踏まえ、審議を行い、当協議会としての答申について、委員の皆様にお諮りします。

よろしく申し上げます。

次に、「3 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

(意見なし)

他に、事務局から何かありますか。

(意見なし)

それでは、この件については、この程度にとどめます。

本日本日予定していた議事は、すべて終了しました。

以上をもって、議長の任を解かせていただきます。

それでは、事務局へ進行をお戻しします。

事務局

それでは、事務局より3点事務連絡をさせていただきます。

1点目です。本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬については、指定口座へ1月中に振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。

2点目は、「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、駐車券をお渡し致します。

3点目は、次回、第3回の運営協議会ですが、1月19日(木)の午後2時から開催します。場所については本日と同じ場所で開催します。委員の皆様におかれましては、ご予定くださいますようお願い申し上げます。開催の日が近づきましたら、改めて開催通知により正式なご案内をさせていただきます。

事務連絡は以上です。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。